

平成30年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成29年9月 4日

閉 会 平成29年9月 7日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月6日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長

中 川 悟 君

議 会 事 務 局 主 幹

坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番

森 弘 美 君

4 番

柿 崎 裕 二 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 木村 修 議員

第4 一般質問 6番 吉田 勉 議員

第5 一般質問 5番 坂本 豊 議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。

まず、質問をする前に、台風21号の後すぐ北海道の大地震ということで、列島全体が災害等に見舞われているというような状況になっています。亡くなられた方々にはお悔やみ申し上げますと同時に、被災された方々にはお見舞いを申し上げたいと。

なお、また現在、蓬田小学校の6年生が函館方面に修学旅行中ということで、停電あるいは交通が動かないというようなことで、非常に恐怖感あるいは不安感を覚えているのだろうなと思っています。先ほど教育長さんから、あしたフェリーでお帰りになる予定だということを伺いまして、皆さん無事のようにございますけれども、何とか全員無事にお帰りになっていただきたいとお祈り申し上げたいと思います。

それでは、きょうも3点について質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、最初に除雪車と列車の踏切衝突事故についてであります。平成29年11月にJR北海道と人件費50万円ほどで示談してから動きがないようであります。その後どうなったのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） その後については特に動きはございません。それで、こちらとしても保険会社を通じてJR東日本に状況を確認いたしました。その回答は、社内では裁判を行う方向であるということであり、現在は整理や準備をしているところだということです。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 現在のところは裁判の方向に行くような動きということで、特段

動きがないわけでございますけれども、なかなか我々がどうのこうのというような問題でもないわけでありまして、今後は最終的にこうなりましたという結論が出るのを課長に確認した段階で一般質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でこの件は終わります。

次に、2番目の蓬田村空き家等対策に関する施行規則等について、お伺いします。

このことについては、特定空き家については5件認定をしたということでありましたけれども、その後、平成30年の6月2日に行政懇談会が開催されたわけでありまして。そのときに、蓬田村空き家等対策に関する基本的な条例は整備されました。しかし、実際作業を進めていく上での施行規則等がまだないというお話でありました。

そこで、村長は他市町村のものを参考にして早急に整備するよというということでありましたが、整備されたのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 平成30年8月30日に蓬田村規則第8号として、蓬田村空き家等対策の推進に関する条例施行規則というものをつくりまして、公布いたしました。これで制度が整備されましたので、追って手続を進めることができるようになったわけでありまして。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 整備されたということでございます。もしよろしいのであれば、どこのものを参考にされたのか、ひとつお伺いしたい。

それから、平成29年3月に策定された蓬田村空き家等対策計画を見ますと、空き家等の新たな利活用の検討の取り組みメニューとして、移住体験住宅、若年者用住宅、地場産業施設としての活用、地域住民による有効活用の検討をすることになっています。また、特定空き家等に対しての必要な措置を講ずる際の流れとして、助言または指導、勧告、命令、代執行、略式代執行が示されています。実際に作業ができるようになったのであれば、メニューなり流れに沿って具体的に行動を起こしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

また、行動を起こさないということであれば、何も前に進まないということになりますので、一つ一つ、職員の皆さんも忙しいと承知しておりますけれども、まず具体的に行動を起こしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 施行規則を参考にした、どこのものを使ったかということですけれども、ちょっと今手持ちで資料がありませんでしたので、1カ所ではなくて何カ所かのところを選んで、この条例に沿った形で施行規則を作成いたしました。

それと、あとはその利活用に関してのさまざまなメニューですけれども、これに関しても、いずれにしろ特定空き家がふえてくるのが今後考えられますので、例えば空き家バンクとか、そういうのもできれば対応をしていきたいと、そういうふう考えております。ただ、ちょっと作業量とかを考えますと、どうしても人的な分量がありますので、早急にはちょっとならないと思いますけれども、できれば対応したいと。

それから、特定空き家等の措置に関するフローということで、計画にも載っておりますけれども、立ち入りの調査から始まって、所有者からの意見を聞いて、助言、指導、それから勧告、命令、代執行、いろいろあるわけですけれども、これはメニューでもちろん決まっておりますので、これにのっとった形でできれば作業を今後進めていきたいと、そういうふう考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今総務課長から答弁ありましたけれども、空き家は確かに今後ますますふえるものと思われまます。何回も申し上げますけれども、具体的な行動を起こさない限りは何も起こらないということになりますので、そこはぜひお願いをして、この問題については終わりたいと思います。

次に進みます。

次に、軽自動車所有状況確認についてということでもありますけれども、これは文書にも書いてありましたけれども、何か聞きたいことがあるのであれば、どこどこに問い合わせしてくださいということで、確かに書いてありました。

それで、これは平成30年の8月8日付で、事務連絡として蓬田村役場税務課から、軽自動車所有状況についてという依頼文書が発信されたわけです。小型特殊トラクター等の所有状況を確認するためということですが、実際何を目的としているのかというのがわからないという声が非常にありました。

また、この確認によって軽自動車税の徴収をするということであれば、無理があります。それは公文書と思えない事務連絡で、所有状況を完全に把握することは困難であります。税務ということになれば、皆さん、非常に敏感になることでもあります。小型特殊トラクター等を所有している人には、当然納税の義務がありますが、所有を仮に申告

しない人が税金を納付しなくてもよいというようなことがあるとすれば、公正、公平な税務行政にはつながらないと思いますけれども、見解をお願いします。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 軽自動車所有状況についてお答えいたします。

この依頼文書は課税目的で発信したものではありません。標識の交付を受けないままの農耕車が走行しているのをたまに見かけるので、農耕用小型特殊自動車の分で課税されている方々に申告をして標識の交付を受けていただきたく、文書を発送したものであります。

現在、村で課税している農耕用小型特殊自動車、408件ありますが、標識の交付を受けている車は246件、残り162件の車が標識の交付を受けていない車であります。

また、依頼文書発信から8月末までに農耕車の再確認をしていただいた結果、標識の交付を受けていない車162件のうち、標識の交付を受けた車は15件で、また廃車の手続を行った車は8件ありました。

今回の依頼文書で表現足らずの部分があり、大変申しわけありません。今後も公平、公正な税務行政に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今内容については伺いましたけれども、例えば408件という把握している数字は、実際のいわゆる現状のことと合っているのか、あるいはかなり違っていいのかというような認識はいかがですか。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 408件については、これは自主申告でありますので、合っているものと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 例えばそうであれば、現在税務課で把握している軽自動車所有状況が実態と合わなくなっているのを調査するものだと、私はすべきだったと思います。例えば記入例として、役場で把握しているものに間違いがないか確認をしていただいて、廃棄したもの、新規に購入したものが、あるいはこのように書いてほしいとすべきであったと思います。また、税務に反映させたいというのであれば、公文書であるべきです。さらには、税務課の職員が確認のために足を使うことも必要かと思うが、お伺いします。

もう一つは、この文書が発信されたことについては、副村長あるいは村長は、決裁さ

れた文書であったのかということとあわせてお伺いします。

○議長（藤田修一君） 副村長。

○副村長（工藤洋一君） 小鹿議員からのご質問でありますけれども、税務課長のほうからも申しあげましたとおり、税務行政という形で村民の方々に文書を出すということについては、極めて丁寧にわかりやすくしなきゃならんというふうなことで、今回の文書につきましては、ご質問いただいて初めて私も村長も見させていただいたということで、あらかじめ決裁した文書ではございません。

ということで、今回の文書につきましては、どういう趣旨で文書を発布したか等々がちょっと抜けておりましたので、その辺は税務課長も申しあげましたけれども、大変申しわけなく思っております。

そして、税務課長も申しあげましたけれども、今回の文書の発送の趣旨というのは、それぞれ小型特殊自動車を所有している方々に対して、要は標識を、ナンバープレートを所持していないと、その辺を再確認していただくというふうな形の趣旨が主だったというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） せっかく業務に反映させようというように取り組んでも、村民にきちんと理解されるものでなければ、逆効果になってしまいます。税務課に限らず全ての業務に通ずるものだと思いますので、今後よろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） 皆さん、おはようございます。4番柿崎です。

これより一般質問を始めたいと思っております。

今回は、蓬田小学校に設備されているICT、要するに情報通信技術システムというものについて質問したいと思います。

まず、最初に小学校でそのICTシステムを導入しているわけですが、これは買い取りのシステムなのか、それともリースシステムで導入したものかをお聞きしたいと思います。仮にリースであるならば、何年ほど前からの導入なのか、また今まで何回くらい

のシステム更新を行ってきたのか、あわせて答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） お答えします。

このシステムは、平成27年度に村として地方創生交付金を活用しまして、5年のリース契約としております。更新についてはこれからになります。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今27年度からということで、5年の契約ということで、最初のままのシステムで利用しているということがよくわかりました。現在、小学校内ではICTをフルに活用する、できる教室は、視聴覚室1つとなっています。仮に授業の中でそのICTのシステムを活用して進めたい場合は、その教室へ教材を生徒が持ち運び、移動を行わなければ利用できない状況であると聞いています。

では、学年ごとの教室でこのシステムはどのように活用されているのでしょうか。生徒にはタブレット端末が与えられ、通常のネット検索ができるようですが、教室には先生用、教師用のパソコンが、要するにマスターになるパソコンがなく、生徒と端末機を通してやりとりができない状態であるようです。ということは、タブレット自体はただのパソコンと同じで、ただネット検索をするだけの道具ということになってしまいます。そこで、このシステムの効果が半減してしまっている状態、もしくはICTが機能していない状況に近いと私は思います。

このシステムをICTとして有効活用しようとするならば、最低限教材ソフトを介して、通して、そのおのおの生徒がタブレットで今何をしているか、教師のパソコンで確認できる状態まで機能させる必要があると思います。先生のパソコンと生徒のタブレット端末での互換性を持たせたシステムに早期に切りかえる必要があると思いますが、システムの現在の状況と活用状況事例を振り返ってみて、どのように思いますか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 今おっしゃるように、柿崎議員のおっしゃるように、システムが情報処理の教室でパソコンのほうは機器設置されていまして、そこを中心に授業のほうが行われております。平成27年度にそういうシステムは入れましたけれども、教師によっては、先生方によっては、その機能は、得意な方、得意でない方というふうな方もいまして、そういう利用については、そういうタブレットを使った、そういう検索

とか、そういうことを主にやられております。

タブレットは小学校に25台、児童用にあります。教師用に1台ということで、各学年ごとには配置されておられません。学校の授業の関係で調整をしながら、そういう機器を利用しているという状態であります。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の説明ですと、やはり私が小学校を訪れて感じたものと同じで、そのタブレット端末そのものがただのそのネット検索をするだけの道具にしか過ぎない状態であるということが、はっきりわかりました。このICTシステムは要するに、先ほど言いました情報通信技術システム、これは今手元に資料として、こういう1枚ずつの物があると思いますが、これは先日、我々議会のほうで熊本の山江村というところのICT先進校、山田小学校を訪れたものの、その小学校の内容を要約した資料になります。

こちらをざっと写真だけ見てもわかるように、子供たちがタブレット、右下のほうの写真ですね、タブレットを操作しながら、また中央の上のほうにある写真を見ていただくと、グループごとにタブレットを介して相談をしながら図形の勉強をしている写真です。その下にある白い黒板のような、大きいテレビのようなものが、通称、電子黒板という、今ではスマートボードというらしいです。これに子供たちが今この写真に載っているような、その子供たちが描いているものを、また勉強している内容を、全てこのホワイトボードじゃなくて、電子黒板に反映できると。また、例えば20名の生徒がいますと、先生のノートパソコンで20名が何をやっているか、全て見られると。一瞬にして同時画面で見られるという状況が設備されています。

この学校はICTの先進校として膨大な予算をもってやっていますので、ひとえにここまでということにはいきませんが、仮に蓬田にもこれに近いICTのそのシステムが装備されているということで、それが機能していないことによって、設備しているのではなく、ただ置いてあるだけにしか過ぎないということになりますので、なるべくでしたら、今のシステムでそういう今この例に挙げたような、近いような状況をつくれないのであれば、あくまでも先ほど回答にもありましたように、リースですので、そのリース期間中にそういうものができるシステムに変えていくという考えを持たないと、せっかく予算をもって導入したものが、ただの機械、がらくたになってしまいますので、そこを何とかこれから検討して、更新しながら有効活用していただきたいと思

います。

次に、質問移ります。次に、また同じ小学校の質問になりますが、パソコン、インターネットにかかわるW i - F i システムの質問になります。

先ほどのI C T自体も設備当初から電波の通りが悪くて、それに伴う機材システムが悪いのか、正常に機能しない状況であると聞いています。そうしたふぐあいは既に解消されたのか、設備当初から3年もたっていますので、それが解消されているのか。また、いまだにふぐあいがあるとしたら、どのような場所でそのW i - F i システムの電波が繋がらないのか。答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） お答えします。

W i - F i システムが正常に機能しているのかということですが、つながりが悪い箇所がわかった際に業者に見てもらいました。そして、改修に当たりました。現在基本的に職員室、教室、体育館で使用されておりまして、そのほか校舎内でも利用できるように、移動式のシステムを導入しております。その後、システムが授業に支障を来していないということで判断しまして、特に使用状況については確認しておりませんでした。

場所によってはということなのですが、小学校ホールの奥に図書コーナーがあるのですが、結構柱に阻まれまして、電波がつながりにくい状況のところですが、そこが現在、電波のふぐあいが見られるところとなっております。この状況をまず学校にしっかり聞き取りをしながら、授業に必要な改善をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 私も今回のこの質問に入るために、小学校のほうに訪れて、そのW i - F i システムの電波の確認をさせていただきました。2階に上って各教室の中は、そのW i - F i システム電波が確かに届いていると。使用の際にも余りふぐあいは感じられないのかなと思いました。1階のその図書コーナー、かなり広い範囲になります。玄関から入って職員室を通過して、その奥に図書コーナーが広くあるわけですが、そのつながりが多少悪いと。多少悪いということで、念入りに見させてもらった結果、その図書コーナーのブースには、W i - F i 電波を飛ばす機器がついていないことがはっきりわかりました。ついていないことには電波は届きません。

これはどういうふうになっているのですかと、図書コーナーこそ、例えば子供が本を読んで、その本に興味を持って、図書コーナーにそれ以上の本がない場合、この方はどう

いうほかの本を出しているのか検索する。一番使い道がある場所だと思うんですよ。そこにその電波を飛ばす機械がないということ自体が、私にはちょっと考えられないなど。

いろいろそのときに担当に当たってくれた教頭先生が答えてくれた中で、その持ち運びができるWi-Fi用の電波を飛ばす機械がありますと。じゃあそれをつけてみましょうということで、実際につけてみました。所要時間はざっと5分ほどあれば装着可能なのですが、電源がなければいけない。それから、それをある程度電波の通りがいい場所に置かなければいけない。それもあの広いスペースに1機しかない。素人なりに私が見ても、教室の範囲からいっても、2機か、もしかしたら3機ぐらいないと、十分に電波が届かない場所だと思います。

そういう状況なので、そのWi-Fiのその滞っているところには、早急に常設で設置するようなWi-Fiシステムをつけなければ、図書コーナーでは使えない状態にあると感じました。

それと、このWi-Fiシステムで大きな役割があるのが、もう皆さん知っている方は知っていると思いますけれども、先ほども言いましたように、先生と教室の中でも、先生と、先生のパソコンと子供たちのタブレットを互換性を持って共有するためには、LANシステムが確立されていないとできない。これは小学校のこのICT設備の中で、一番の落ち度とも言えることになるのですが、蓬田小学校にはWi-Fiシステムがなっていない、入っていない。だからやりとりできないわけです。職員室の中だけでは、教師の職員室の中だけのパソコンはLANシステムがあるわけです。要するに教室で行った授業を子供たちから受けることもできないし、その先生が行った授業を職員室の自分のパソコンにも反映できないという状況になっています。

今やこのLANシステムがないと、この役場を見ても、機能しません、パソコンは。それがなっていないことがあって、いまだに3年間リースし続けても、そこを更新しない、これは絶対間違った考えだと思います。これもその図書室のWi-Fiを飛ばす電波の機械と同様、早急にLANシステムを確立していただきたいと私は思いますが、そういうことについて答弁を求めます。どう思いますか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 議員のおっしゃるとおり、設置はしましたけれども、うまく学習のほうに反映されていない部分があるということで、この辺のところもやはり学校の現状を確認した上で、改善できるものは改善していきたいというふうに考えており

ます。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今大変前向きな短目の回答をいただきましたけれども、この年間リースでいきますと、ICTシステムそのものが年間で125万円ほど毎年支払っているわけです。教師用の職員室に置かれているノートパソコンだと思いますが、これも年間リースで約39万円ほど、これを5年リースするわけです。それを500万円、600万円という単位になります、5年になると。それだけの経費をかけてLANシステムがない、Wi-Fiシステムが不備だ。これはもう更新をしなければ、どうにもならない。途中更新でも、そのリース料が多少アップしても、すぐにでも更新しなければ、ただの機械のごみということになりますので、また外ヶ浜の小学校でも、この当郡の小学校でもほとんどこのICTに近いシステムは入れていると思いますが、蓬田のほうでも何とか、それをフルに活用できるような状況にするために、とりあえずはWi-FiシステムとLANシステムの確立をお願いしたいと思います。

それと、また次の質問に移ります。

ICTシステムにも大きくかかわる、このWi-Fiシステム並びにLANシステムをもって互換性を早目に確立して、使用させるのはもちろんなのですが、このICT教育に全般にかかわることになりますが、文部科学省では、ことしより2年後、2020年度には全ての学校にICT教育を導入し、プログラミング教育を促進させていく方針を示しました。

それを踏まえて、今後村ではICT教育をどのように発展させていくのか。それを村長に答弁を求めたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） このICT教育、情報通信教育でございますけれども、質問の中では、教育委員会の関係の管轄の中でICTを進めるのと、村がICTを進めるのと、ちょっと若干次元が違うということがあります。次元が違うといいますのは、村ではその情報を交換するための、いわゆるインフラ、基本的な部分と申しますのは、光ファイバー、それを使って役場、あるいは玉松海水浴場、そういったところでWi-Fiシステムを使っています。

もう一つは、その光ファイバーを使いながら、いわゆるこれはICT、いわゆるその情報通信教育とは離れます、ITという形になります、このITをどう進めるかという

のが1つの問題になるわけで、今質問されているのはそのICT、教育に関するものではなくて、やはり村の情報化の問題だろうというふうに思いますので、そこについてはかねてより議会の、例えばこういう場の情報を出すとか、それからあるいは住民にタブレットを持たせて、いろんなそういう健康でありますとか、見守りでありますとか、そういったことをやるように一応計画はしたのですが、やはりその相手方、要するにこちらではそういう機器の整備、そういったものを考えていっても、使う側が使えなければ、やはり無駄になってしまうというので、もう少し時期を待たないと、これは進められないだろうというのが私どもの判断で、それをやめたという経緯があります。やめたという経緯は、平成28年、光ファイバーを敷くときの計画であります。

その点につきましては、やはり今議員がおっしゃったような小学校のプログラミングの問題ですとか、そういったことになりますと、いわゆるそのICT教育の場での問題と、それから村民のいわゆるその情報通信の問題と一緒にならないという部分があります。

したがって、プログラミング等については学校で、あるいはその私どものほうは、村民の生活安定、あるいは村民の生活を守るためのそういったものとして、このITを使っていく方向になると思います。まだやはりちょっと時期が早過ぎるというふうに思っていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） その村のほうのシステムは、私は今は余りどうのこうのと考えていません。今村長がおっしゃったように、教育委員会のほうでやるべきものはあると。その中でも、この資料のほうの左側のほうに載っていますが、やはり教師の方々にもいろいろな視察や研修を重ねて、その機器をうまく使えるようになっていただいたことが書いてあります。そういうことをやっていかないと、幾らいいシステムを入れても、やはり使い物にならないという話になりますので、そこは村のほうでも教育委員会のほうに惜しまず予算を費やして、何とか研修視察を回数を重ねまして、そういう使える状態まで持って行っていただきたい。

また、村長からは、多少時期が早いのではないかという意見がありましたが、文科省のほうでは2年後に全ての学校にこれを配備すると、設備するということになっていますので、私の考えからいきますと、全然早くないと思います。今からそういう研修とかを重ねていかないと、当然間に合わない。その辺を強く思いますので、何とかこのIC

Tのシステムの事業に予算をもって対応していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤田修一君） ちょっとお待ちください。教育長はこのことについて何かありますか。教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今議員のほうからご指摘あるように、今後、20年度から学習指導要領に明確にプログラミング体験とかというような言葉も載ってきております。ICTを行く中で、やはり先生方が使える能力をまず身につけなきゃいけないし、このプログラミング教育についてもやはり先生たちの、何のためにやるのかという、そういうところの研修なんかもやはりやっていかなきゃいけないし、それがわかった段階で使い切れるような能力をつけるために、いろんな意味で先進校とか、そういうところがもしあったら視察したりとか、いろんなところが勉強になると思いますので、考えていきたいと思っております。

○4番（柿崎裕二君） ありがとうございます。以上をもって終わりたいと思います。

○議長（藤田修一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、7番木村 修君の質問を許します。

○7番（木村 修君） おはようございます。7番議員の木村です。通告順に従って、3点について質問させていただきます。

初めに、1番目の買い物弱者への対応ということについてお伺いいたします。

近年、地域の小売店店舗が減少し、大型商業施設の立地が郊外化されてきていることに加え、年々高齢者の数がふえ、車を運転できずに外出が難しくなったりして、日常の買い物ができない、不便な思いをしている人がふえてきております。

農林水産省の推計ではありますが、2015年の時点で、全国で買い物弱者の数が824万人に上るそうでありまして。これは2005年からの10年間で約20%ふえているそうでありまして。そういうことが発表されたわけでありましてけれども、この調査時点から今はもう2018年、3年間経過しております。この数字がさらにふえているということが想定されます。

そこで、①として、蓬田村村内における、この買い物弱者に当たる人数、あるいは家庭はどれぐらいあるのか、調査し把握しておく必要があるのではないかと考えます。

また、②として、このような状況に対してどのような対策を考えていくのか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 買い物で困っている家庭がどのくらいあるのかの調査については、9月中、今月、65歳以上の要介護者でない方、元気な方ですね、に介護予防と日常生活に関するアンケート調査を郵送で実施することとしております。

調査の内容は、特に買い物について特化したものではないのですが、村に現在ないサービスについて、何にどの程度ニーズ、要望があるのかということ盛り込んだものとしております。それを集計した結果については、このことについては年度内に広報等で公表する予定としております。

このような状況に対して対策について、②のほうでありますけれども、このアンケート調査の結果等を踏まえまして、速やかに対策を検討していく必要があると考えております。

また、毎週木曜日に開催している、いきいきなどわどサロン、介護予防のサロンですけれども、これが、たまたまきょう木曜日でありますけれども、青森市内のほうに買い物支援ということで、村のバスのほうできょう行きました。こちらのほうも利用者の意見等を、要望等も踏まえまして、今後定期的にやったほうがいいのか、どうしていったほうがいいのかということを検討していきたいというふうに考えているところであります。

村内にある65歳以上の単独世帯が264世帯あります。65歳以上の住民のみの世帯が156世帯ということで、合計すれば420世帯が65歳の世帯ということになっております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今回の農林水産省の調査では、買い物弱者を買い物ができる店舗までの距離が、その自宅から500メートル以上離れて、そして車が運転できない人、免許がない人、そういう人を買い物弱者として対象としているわけでありまして。これから村で調査をして進めていくわけでありましてけれども、村としては、例えば免許証がなくても町内の100円バスを利用して買い物ができる人、あるいは今お話ししたように、大型店の買物のバス等を利用して買物が可能な人、そういう人は買い物ができるわけで、買い物弱者として対象とするのかどうか、村として、この買い物弱者として対象を

どのように基準を考えていくのか、そのことについて1点。

それから、対策として、台風や地震など、現在たびたび全国で災害が発生しています。大規模な災害が発生すれば、今テレビなどを見ますと、後片づけなどのボランティア活動の支援が全国的に展開されているのをよく目にいたします。買い物弱者に対しても、こういったボランティア活動的な支援、そういったことも考えていくことができるわけでありませけれども、そういうことについてはどのように考えているのか、いくのか、答弁お願いいたします。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） これは我が住民課だけでは当然これはそういう対象は誰かということ、当然これは庁内でも話をしていかないと、これはだめなわけでありまして、今後これは調査の結果を踏まえて、これは当然庁内並びに包括支援センターと詰めていかなければならないことだと思っております。

買い物についてのボランティアについてでありますけれども、どのようにしていくか、この点についても、今後詰めていきたいと。私もちょっと調べたのですけれども、買い物弱者は、うちまで商品を届けると、宅配するサービス、あと買い物を代行するサービス、これはマルシェで、1,000円以上電話で予約してもらえれば、これはうちまで届けてあげるということを既に行っていると。あと、生協さんで行っているような夕食の宅配サービスもあります。あと、移動販売、これは牛乳屋さんもやっているし、広瀬地区にも来ている、そういう販売にお願いすると。あと、先ほど言った、うちのほうでやった、バスを出して移動手段の提供等々、いろいろなものがあるわけですので、いずれにしても、これは役場だけでは当然できませんので、官民一体となった考え方で進めていかなければならないと、このように考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今回の農水省の調査では、大都市圏と地方圏では若干この比率が、調査の比率が違うわけでありませけれども、65歳以上の人口の、蓬田では先ほど420戸あると課長の報告がありましたが、おおむねこの65歳以上の人口の、このおおむね4分の1の人が買い物弱者になっているという、この調査によって実態が浮き彫りになったわけでありませ。蓬田村でも高齢者のひとり、2人暮らしの家庭が身近にふえてきております。ぜひこの効果的な施策を検討していただきますよう要望いたします。

次に、2番目の自主防災会議についてお伺いいたします。

①として、平成27年度から28年度にかけて、村内8地域に自主防災組織が結成され、村長から認証されたと記憶しております。ことし6月20日の行政懇談会において、この自主防災組織について改めて整理をしていきたい意向であるということ、私どもの自治会長から伺いました。どのようになったのか、そのことについてお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

まず、これまでの経緯をかいつままで確認のためお知らせいたします。

平成25年度に自主防災組織育成強化推進事業費補助金という県の事業がありまして、その中で新設で組織をつくる場合に対しては、総事業費の3分の2か、上限40万円で補助金の交付を受けられる事業が実はありました。当時、自主防災組織自体が1つもない市町村というのは、実は蓬田村だけでありまして、そのため県の担当者からも助言がありまして、補助金があるうちに組織の立ち上げをしたらどうでしょうかということが話がありまして、その後、各自治会にご協力をいただきまして、無事設立になったというのが今までの経緯であります。

ただし、各自治会が一斉にその組織を設立できたわけではなくて、早いほうであれば平成26年の9月、それから最後は平成28年の4月ということで、約1年半にわたって期間がちょっと経過してしまっていました。その間、県のほうの補助金も実は2年間しか補助の事業がなくて、当初その8地区全部そろったら補助金の申請をしようという、何か話をしていたらしくて、結果的にその2年間の補助金の制度がなくなってしまった後に全部そろったという形で、組織設立の段階で今とまっているのが、実は現状であります。

せっかく自主防災組織を設立してもらったわけでありまして、今後は役場からも情報提供等を行いますので、年1回の防災訓練等、そういうのを開催する場合に、各自主防災組織等にも参加、また活動等をしていただきたいなということで、一応今のところは考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 昨年、29年の4月から、村内にグリーントウンとよもつと団地、ここにぐつと町会が1つ、新自治会がふえたわけですが、この組織ではこの自主防災組織、結成されているのか、お伺いします。

また、もう1点、平成28年9月の議会で、この新しくできた、この自主防災組織を使

って、この避難場所や食事の方法など、建設会社等を含めた形の訓練を村が主体で検討していきたいと。ちょうど今議会で満2年を経過しているわけでありまして。計画あるいは検討したのか、あるいは計画をどのように考えているのか。この2点について再度答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まず、1点目のグリーンタウンとよもつと団地のぐつと町会に関しては、まだ町会自体が設立して間もないわけでありまして、ちょっとまだ自主防災組織のほうまでの話にはまだ持っていきっておりません。というわけで、今の現状でいけば、組織がないということになります。

それから、その平成28年度にその官民巻き込んだ形の防災訓練を考えているということのお話をしたということですが、実はいろいろ話にはなるのですが、なかなか大規模にやるとなると、各組織間の調整等ありますので、できれば来年度にでも今から計画をして、形をつくってできればやりたいと、そういうふうに一応今のところは考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） グリーンタウン、まだ組織がされていないということでありました。この地域の人たちは、村外各地からいろんな人が入居者が入っております。従来村にある自治会の組織と違って、ややもすれば若干つながりが薄い関係でないかというふうに感じます。防災ということに関しては、起こってしまったからでは大変なことになるわけでありまして、そういう点について行政からの指導がより大事な、重要なのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次、②として、今いろいろと答弁されたわけでありまして、各地区の組織の防災計画書の中に、一番最後の項目に防災資機材としてハンドマイクやヘルメット、あるいは給水タンクとか担架、あるいは発電機等の防災資機材を配備し、年1回の定期点検日を設けるというふうな項目があります。蓬田地区には資機材が配布されておられません。村内どこの地区にも全く配布、この防災資機材が配布されていないのかどうか、この資機材の配備の状況は村内各地域、状況がどのようになっているのか、お伺ひいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

設立に向けた説明会等では、防災資機材等の配備計画書にある、ハンドマイク、ヘル

メット、それから担架、給水タンク等の物品を購入配備等で考えて、当時はいたよう
あります。しかし、先ほども説明いたしましたけれども、設立に要した期間が長くなっ
て、当時の補助事業自体がちょっとなくなったこともありまして、実際やはり組織を設
立した段階でとまっているのが現状であります。今のところはこの自治会さんのほう
にも、そういう資機材に関しては購入配備の実績はございません。

ただ、今後、できるだけ該当するような補助事業があれば、それでまず対応をして、
もしなければ予算措置を考えて、防災資機材の種類、個数等を確認して、配備を検討し
ていきたいと思えます。というのは、申請計画書の中には、ちょっと確認してみたので
すけれども、全部資機材が載っている自治会さんもありますし、そこの欄が空欄になっ
ている自治会さんもありましたので、今後はやはりもう一度資機材の関係は確認をして、
できるだけ配備をしていきたいということを考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 何か最近、地球温暖化の影響とか、災害が頻発して、気象の状況
がこう何か物すごく変化が激しく、災害が多くなってきています。こういうことから、
この防災組織が組織されてきているというふうに思うわけですので、補助事業、終了し
たかもわかりませんが、これから将来に向かって、この組織を成長させて、補助
金だけでなく村独自の財源でもって、この住民の安心・安全を確保していただきたいと
いうふうに、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、3番目の村道の整備についてお伺ひいたします。

最初に、①の3-1-1号線の蓬田小学校からライスセンター間の道路であります、
舗装があちこち崩壊してきております。整備を求めるわけですが、見解をお伺ひ
いたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） お答えします。

3-1-1号線は、昨年からの国の交付金を活用し、現在、国道280号から整備をして
おりまして、ことしはバイパスまで整備をする予定となっております。その後も延長し、
来年度はバイパスから小学校まで大体150メートルほど、再来年にはライスセンターの
ところを整備したいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この区間は、小学校の校門のところからライスセンターまでの区

間で、距離にしてそんなにないわけであります。小学校の校門のところから西側にかけて、途端に道路の幅が急に狭くなるわけです。そして、トマトの出荷、これからライスセンターへ米の出荷等でトラックが頻繁に通る道路なわけでありますので、今の一番最後の計画になっているようでありますけれども、それを早くやることは、逆に早くやることはできないのか。割と小学校までの道路は幅が広くて、道路がしっかりしています。あそこは、その上が道路が極端に狭くなって、車が交差しづらい、できない、そういう状況になっていますので、そういうふうなところも考えて工事を適正なものに早くしていただきたいと要望するわけでありますけれども、可能なかどうか、答弁お願いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 私も自分は家が近いので、あそこが大分傷んでいるなど感じておりまして、担当者に来年できないのかということで、できれば、せつかく国の交付金が活用できる場所なので、国の交付金を活用したいという思いもあります。それで、もう既に県のほうに申請で計画、小学校のところまではされて、変更はできないということで、実は小学校まで150メートルなのですが、その後、また小学校の校門までは残ります。でも、それを先送りしてライスセンターを先にやりたいということで、再来年実施したいと考えております。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、②の4-3-27号線、これは蓬田八幡宮に隣接する砂利道の道路であります。以前にも質問しましたが、森林管理署、あるいは個人の原木を売っている人が今急にふえてきております。個人の丸太、原木等を販売している車、その大型車が頻繁に通行しております。そのために、路面の凹凸がふえてきており、住民から非常に苦情が出てきておりますので、この整備を求めるわけでありますけれども、担当者の見解をお伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

蓬田林道の木出しは7月末で終了しました。管理署のほうからは、蓬田自治会に木出しの終了という報告文を通知しています。8月中旬には、担当森林官と現場を確認いたしました。その際に蓬田八幡の付近の村道が破損しているため、管理署のほうに修繕依頼を村として今しています。管理署は自治会に要望がないのか、要望があれば、そのこ

とを取りまとめ、砂利敷きの修繕に取りかかる段取りとなっています。

また、民有林の業者についても、申請してきた段階では、走行等十分注意してくれるよう、それから計画書、それから見取り図、そういうものを提出して、指導に今当たっているところです。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 通告にありませんが、砂利道以外の舗装道路の亀裂も入っているところもあります。そういうところも舗装の劣化が激しくなるわけで、業者が行ってしまえば、あと地元の村が予算を出して直さなければならないわけであります。あの森林管理署が管轄している間に、顕著に亀裂等が入って崩壊が見られそうな箇所ぐらいのところでも修復してもらえばいいというふうに、こう思うわけですがけれども、担当者はどのように考えているのか、見解を伺います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 道路の舗装面についても、一応森林管理署のほうと協議をしたのですが、今のところ修繕予定はないと言われました。それで、村ではそのことについて今後協議して、必要ではないかということを書いていきたいと思っていますので、その辺よろしくお願いします。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第4 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、6番吉田 勉君の質問を許します。

○6番（吉田 勉君） おはようございます。6番吉田 勉です。

きょうは4点について質問いたします。

まず、第1点の人口センサスについてですけれども、我が村では年間何人の方が亡くなり、幾つの新しい命が誕生しているのか。転出・転入はどのくらいあるのか。年間何

人の人口減少となっているのか。過去3年間の実態について教えていただきたいと思
います。

○議長（藤田修一君） 住民課長。

○住民課長（大川誠治君） それでは、平成27年度から29年度までの3年間の人口の推移
についてお答えします。

まず、平成27年度、死亡52人、出生18人、転出81人、転入58人。死亡・出生による自
然減34人、転出・転入による社会減23人となり、合わせて1年間で57人の人口が減って
おります。

次に、平成28年度、死亡59人、出生16人、転出70人、転入47人、自然減43人、社会減
23人となり、合わせて1年間で66人の人口が減っております。

平成29年度、死亡59人、出生17人、転出65人、転入54人、自然減42人、社会減11人
となり、合わせて1年間で53人の人口が減っております。

このことにより、平成27年度当初の人口3,022人が3年間で176人減り、29年度末では
2,846人ということになっております。以上です。

○6番（吉田 勉君） ありがとうございます。

続いて、村長にお尋ねいたします。村営住宅やトマトハウスの建設も終わり、今後転
入についてはますます厳しい状況になってくると思いますが、村長はこれからの人口減
少対策にどのように取り組んでいくつもりなのか、お尋ねします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私としては、やりたいことはたくさんございますけれども、公約
の中にあることでございますので、ただ、やはり行政としてはいろんな計画書もござい
ますので、その計画書に従って進めていかざるを得ないということでございますので、
その内容について課長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

蓬田村人口ビジョン総合戦略の計画書があるわけですが、その中で生活環境の
整備を進めるため、住宅建築をしてきました。これからはふえつつある空き家対策とし
て、空き家バンク等の創設をして、新規就農者もふえてきましたので、そういう移住者
さんに向けての住居の確保の対策等を検討していきたいと思ます。

また、子育て家庭に対し、子育ての支援等の対策として、例えば保育料の軽減事業と

か、医療費の無償化等の対策等を検討していく予定であります。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 保育料の軽減は今国策で話になっているので、番外ですけども、空き家バンク、移住者等の対応ということで、いまだに移住者転入に頼っているような状況がうかがえます。今我が村の現状では、親を離れてひとり立ちしようとする、村には受け入れ先がありません。そのため市内に転出せざるを得ないという状況です。これが毎年、60、70人ぐらい出ていくわけです。

昔は交通手段が乏しかったために、分家をして集落が発達してきました。今はさすがにそうはいきませんが、村で生まれ育った若者が村に残ってくれるという形をとってもらうのが一番の対策になるのではないのでしょうか。このことがお年寄りのひとり暮らしや空き家対策、今後ますますふえるであろう、これらの問題の対処にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長。

○村長（久慈修一君） 議員がおっしゃるとおり、やはり人口対策というのは、ここにどまれるようにするというのが第一であります。そのためには、住居を確保することが基本であります。しかしながら、私ども行政で考えなければいけないのは、住居はここに構えましたけれども、仕事がやはり他市町村にあるということになれば、その辺の需要の関係も私どもで調べなきゃいけないことにもなります。本当に欲しいのは、やはりそういう、昔であれば、昔の制度であれば、雇用促進住宅というのですか、そういった形のもの、あるいは最近の各市町村の動きを見ますと、一戸建ての住宅ないしは2戸、3戸建ての集合住宅、こういったものをつくって、そこに定住させるような施策を敷いているというのが現行であります。

私も青森市に近いということを考慮すれば、やはりその雇用、今は制度としてごさいませんが、雇用促進住宅のような住宅政策、あるいは空き家を利活用するという立場から、補助金を交付しながら、あるいは村が空き家バンクを適正に、適正にという

ことは、直せるものは直して貸し付けするようなバンクをつくってやれば、まだまだ定住化される方もあるのではないかと考えています。

いずれにしても、まだ村の計画としては、その辺をまだ持っておりませんので、今後これを検討していきたいと、早急にやりたい事業の1つだと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 村長は12月議会のあたりの雑談的なところで、アパートも必要ではないかという話をいたしました。私は村営アパートというのはぜひ必要だと思います。できれば夫婦・子供、3人ぐらい、三、四人入れるぐらいのスペースで、そういうのがあれば村からの転出も少なくなっていくのではないかと考えます。今のうちに、60人、70人ペースで出ていかれて、50人、60人ペースで亡くなっている人がふえていくと、あっという間に村の人口は少なくなってしまう。子育ての支援はもちろん必要ですが、保育所の無償化が今国で取り沙汰されていますので、その部分にはあえて触れませんでしたけれども、村営住宅ということを真剣に考えていく時期に来ているのではないかと考えます。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も12月でそういう雇用促進住宅ないしは村営アパート、すなわち村営アパートといえども、村営住宅という形で、これを考えていかざるを得ないだろうということは申し上げました。ただ、その建て方もいろんな形があるわけで、例えばの話です、民間の企業体にそのアパートをつくっていただいて、村がリースで借りる方法とか、あるいは村が建てて民間にリースで貸してやってやる方法とか、いろんな方法があります。現代的な経営方法であります。その辺については業者の、村にいる業者の方にも話をかけてみましたが、なかなか実現しそうもありません。となれば、やはり公営住宅のほかに所得制限のない村営住宅方式を考えなきゃいけないだろうというふうに思います。ただ、財源的にはやはり1戸建てるにも3,000万円、4,000万円が必要になります。

そういったことを考えれば、今例えば庁舎の問題ですとか、いろんなことを考えると、早急にそういうのを例えば5戸、3,000万円ですとか、三五、十五、1億5,000万円、こういった財源をすぐ見つけれられるかという問題がそこに出てきますので、もう少しやはり検討しないといけないなというふうに考えていますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） わかりました。

続いて、次の質問に移ります。

蓬田村公共施設等総合管理計画についてお尋ねします。

平成29年に制定された村公共施設総合管理計画は、建物の機械等の附帯設備についても盛り込まれているのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

村では、平成29年度に公共施設等総合管理計画を作成し、今後20年間にわたって施設管理をすることにしております。その計画の中で公共施設等と定義されているものについては、いわゆる箱物、その他に関しては、道路、橋梁等の土木構造物、それから公営企業の施設、例えばうちのほうでいくと上水道・簡易水道の施設、あとはプラント系の施設、残渣の処理施設とか、あとは斎場、浄水場等の設備を指しています。

附帯設備についてということでありましてけれども、附帯設備についてはもちろん含まれているものでありますけれども、ただ、施設の中にある備品等については含んではいけません。例えば椅子、机とか、一般的な事務用品、コピー機、パソコン、印刷機、電話等の一般的な事務用品については含まれておりませんので、それ以外のものについては附帯設備として計画の中に組み込まれているものであります。以上であります。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） これについて質問をしようと思ったのは、先般、ふれあいセンターにおいて、ポンプ等の機械設備及び附帯設備について耐用年数が大幅に経過しているのに、ほとんど更新されていないということがわかりました。6月の段階で改修に3カ年計画を示したにもかかわらず、今回8月の定例例月会で、温泉の浄化槽のブローアの交換の補正予算を求められました。つまり全ての機械・機器が26年経過しているにもかかわらず、総合的な更新計画が丸っきりないのではないかという疑念を抱きました。この点についてお答え願います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 実はその計画自体をつくった経緯については、そういうものがあつての計画を作成する経緯にあつたと思うのでありまして、その前までに関しては、やはり故障してから直すとか、そういう形で、当時のそういう耐用年数に関しての施設

の管理計画というものがなかったので、結局動いているうちは使っているという形で10年、20年とか、暮らして、経過してきたわけです。

ただ、温泉のブローアとか、温泉のその機械設備に関してはちょっとわかりませんが、例えば簡易水道の例を挙げますと、簡易水道とかであれば、例えば水源の深井戸ですけれども、くみ上げるモーターとかに関しては、例えば3年で1回上げるとか、5年で1回取りかえるとかというのが、担当の間では申し送りがありまして、当然その5年間で予算を措置して改修するとか、修理をするとかということを進めていくわけですが、たまたまふれあいセンターに関しては、アシスト等に委託、管理者委託している経緯もありましたので、そこら辺の連絡がちょっとついていなかったというのが大きな問題だと思いますけれども、そういう形で今、29年度で総合管理計画を作成しましたので、今後はできるだけそういう形を管理しながら、施設を長寿命化も図って管理をしていくと、そういうことで考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 公共施設というのは、休館日以外は休ませないというのが大前提だと思います。そのためには機械設備の耐用年数を管理して更新計画を立てることが基本です。ふるさと温泉については、第三セクターに委託しているという点もあるかもしれませんが、小学校、中学校、トレセンなどにおいても、業者に管理委託している部分の機械設備だけの更新でいいと思いますので、早急に更新計画を立てる必要があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議員言われるとおりでありますので、今後はその公共施設の総合整備計画をつくりましたので、それにのっとって計画を作成して、1年間の施設管理をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） よろしく申し上げます。

続いて、次の質問に移ります。

中沢川の河床整備工事についてお尋ねします。

この工事はいつごろを予定していますか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 中沢川の河床整備工事は、場所はトマト団地の付近になりま

すが、当初から農作業の支障にならないよう、近くに田んぼが隣接していますので、重機が入ったりして農作業の邪魔になるということで、稲刈りを終了してからという予定でございました。通常であれば、10月中旬ごろと考えております。また、ことしは実施区域として、青森側から150メートルほどを予定しております。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） ことしは青森側から150メートルという話ですけども、完工まで何年の予定ですか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 当初2年と考えておりましたが、ちょっともう少しかかると思って、大体3年ぐらいは見ております。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） あそこの場所は、蓬田村の玄関口として、あの景観は非常に見苦しいと思います。また、最近の雨はゲリラ豪雨というか、集中的に降って、災害の未然予防という観点からも、もうちょっと工期を縮めてほしいとお願いします。どうでしょうか。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 今すぐ短くするとは言えませんが、検討したいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） できれば当初どおり2年でお願いしたいと考えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） 以上で、6番吉田 勉君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第5、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊でございます。

まず、最初に地震対策としてのブロック塀の調査についてお伺いをいたします。

ことし大阪北部を震源とする大地震で、大阪府の高槻市の小学校4年生の児童が犠牲になりました。ブロック塀が倒れ、犠牲者が出たこの問題は、マスコミでも大々的に報道されました。地震はいつ起きてもおかしくありません。また、1978年6月に発生した

宮城県沖地震でも27名の犠牲者のうち、ブロック塀の塀の下敷きになり18名が亡くなっています。30年から40年周期で起きると言われています。青森県でも40年前に発生した十勝沖地震がありました。いつまた大地震が来るかわかりませんから、危険なブロック塀は地震でも倒れる心配がないのか、調査をする必要があります。

国では、2.2メートルを超える塀は違法建築とされています。村のブロック塀にもひびが入っているものがあります。高さが2.2メートルを超えるものもあります。村でも危険なブロック塀がないのか、調査をする必要があります。それを実施する必要があると考えているのか、まず答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

公共用施設等に関して、ブロック塀的なものはないということで確認をしております。また、県の建築住宅課のほうから、民間のブロック塀については、所有者等へ安全点検等を行ってもらおうよということで、注意喚起を図るためにと依頼が来ております。そして、9月中にそれを、チェック表みたいなものがついていますけれども、そのものを毎戸配布で皆さんにお知らせをする予定になっております。

また、個人所有の民家等のブロック塀に関しては、安全点検等を行政側が行うということは、の調査は今のところは考えておりません。以上であります。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） きょうの未明、北海道でも大きな地震がありました。厚真町ですか、北海道の地名はよくわかりませんが、震度6強という大地震が発生して、恐らく数十名の方の犠牲者が出ていると言われております。テレビの放映でも、ブロックづくりの蔵とかが崩壊している姿もありました。

そこで、教育委員会にもお願いしたいことがあります。宮城県沖地震で犠牲になったのが子供たちと高齢者でありました。突然の大きな揺れに驚いてブロック塀に寄りかかろうとするそうです。それが危険な行為なわけで、学校でも地震のときはブロック塀には近づかないように、日ごろから注意をしていただけないかということであります。

そして、もう一つは、長年、地震が来たら机の下に潜るということもありますが、これは弱い地震であれば対応できますけれども、大きな地震が発生したときには間違いであります。地震が来たら屋外に直ちに避難する、そういう教育が日ごろから必要だと言われております。というのも、神戸のあの大地震で机の下、そういうところで犠牲になっ

ていた方々がたくさんあったということからも言われているわけであります。

また、ブロック塀については、総務課長が村で調査する気はないということでありましたけれども、村が主体的に率先してやってほしいわけであります。なぜできないのか、個人の所有だから村は関係ないという態度なののでしょうか。もう一度答弁をお願いします。（「何のことについて」の声あり）ブロック塀の調査について、村が主体的になって調査をしないのかということであります。

○議長（藤田修一君） 先に総務課長お願いします。

○総務課長（小松生佳君） やはり個人所有のブロック塀ということになりますので、行政のほうではやはり、まずはその注意喚起を促すためのチェック表を配布いたしますので、それをもって自分のうちのブロック塀が危険なのか、安全なのかを、とりあえずチェックをしてもらおうと。それがまず大前提だと思っていますので、役場側ではその1軒1軒回って調査をするということは今のところは考えておりません。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 地震の際の逃げ方の問題ですが、毎年各学校で避難訓練をやっております。それで、私が高校2年生か1年生ですから、今から50年前の十勝沖地震のときですが、剣吉中学校の生徒が校庭に出て、勝手に、それで割れた地面に挟まって死んだという事件も起こっております。ただただそのとき逃げるのではなくて、やはり最初は地震が来たら机に潜る、あと揺れがおさまったらすぐに逃げるということで、一応指導はしております。来た段階で大きいかわかるといってわからないわけですので、とにかく机に潜る。そして、あとはおさまった段階で教室から移動して外に逃げるということでやっております、今避難訓練。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 確かに机に潜って建物が崩壊して圧死するという大地震というのはまれかもわかりませんが、そればかりを押しつけていると大変なことになるということで、臨機応変に、まずは屋外に逃げる準備、そういうことが必要ではないかということでもありますので、ここでは結論は求めませんので、お願いしたいと思います。

また、私がブロック塀、ちょっと調べてみました。大体村内に331件、長さにして9,754メートルぐらい、私が目測の地図で調べた結果であります。9,700メートル、約10キロにわたって村内にはブロック塀がありました。先ほども述べたように、ひびが入っているところもありますし、もう地上から2メートルを超えている、2.2メートルを優

に超えているところも実際にあります。それは普段人が歩くようなところではないのですが、道路沿いに、人が歩ける道路沿いにあるところもありますが、あえて言うわけにはいきませんので伏せておきますけれども、そういうことがあります。ただ、背の低いブロック塀であれば問題はないわけですが、かなり傾斜もあって土に押されて傾いているところもあるわけですね。

ですから、地震はいつ起こるかわかりませんが、この津軽半島の断層を調べてみましても、この蓬田から新幹線のちょっと西側のほうに、新城のあたりまで大きな断層があって、地震が来れば震度6強はかなりいくというふうに言われているわけです。こういう断層が村内にも走っています。

ですから、災害というのは忘れたころに来ますので、600年、1,000年単位で来る場合もあります。油断は禁物なので、めったに来ない地震ではありますけれども、私は残念なのは、他人任せ、個人任せではなくて、村が主体になってぜひ音頭をとって的確に調査をしていただければいいと思います。

総務課長は無理だと言うのでいたし方ありませんけれども、教育長にもう一度伺いたしますけれども、ただ単に机の下に潜るだけではなく、その辺のことをもう一度上のほうとも協議しながら検討できないか、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 教育長。

○教育長（吉崎 博君） 今議員のほうからは、ただ単にと言っていますけれども、ただ単にではなくて、最初揺れた段階でやはり机に潜ると。あとは揺れがおさまった段階で外に逃げるという指導でございます。そこでいつまでも机の中にいるわけではありませんで、その辺は子供たちが実際にできるように、各学校で毎年1回地震の避難訓練をやっているということです。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 質問回数が終わったので、答弁は求めませんが、揺れがおさまったら逃げる必要はないんですよね。普通であれば。ですから、その辺はちょっと答えに矛盾しているなと思いますので、揺れがおさまってから逃げたとしても、それは何のために逃げるのかわかりませんが、揺れがおさまったら、もう崩れる心配がないので、その辺はもうちょっと考えていただきたいと思います。

次に、2番目の質問に入ります。

ソバの種子の助成についてであります。

ことしはゲリラ豪雨的な、雨が降ると30ミリ、40ミリ一気に振る雨が続いているわけです。転作作物というのは、ソバは、播種して芽が出てから約20センチぐらい成長する前に雨で圃場が冠水をするとうと死滅してしまうという弱い作物であります。週間予報を見ながら播種作業をするわけですが、それでも時期によって大雨の影響を受けてしまうわけです。ソバの農家が被害を受けているわけです、ことしは。ソバの種をまき直しても、なおかつまた再度大雨を受けて死滅しているという状態であります。ソバ農家からは、ぜひ村がこの際、せめてソバの種子代だけでも助成してもらえないのかという悲痛な声が寄せられましたので、答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

平成30年産ソバについては交付金対象作物で、経営安定対策として産地交付金、青森県段階で10アール当たり最大2万円、村段階でさらに10アール当たり最大5,000円の交付金の支出を設定しています。この財源は、どちらも国対応の交付金です。また、農家の圃場管理、排水対策に関しても、被害が出ますので、交付要綱に従って対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 転作すると、昔でいえば転作奨励金、補助金ですよね、が出ます。私が質問しているのは、種、種子を、単独で村独自の予算で単費で助成できないのかということなので、制度の話ではなくて、これは村長に直接お伺いしたいと思います、金額的にはそれほどではないと思いますけれども、ソバ農家はかなりの打撃を受けていますので、下手をすると転作の補助金ももらえないという心配もしているわけで、種代だけでも何らかの方法で助成できないのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私に聞くというので、私からお答えしますが、やはり制度的なものについては、やはり制度に従って、これは交付金をもらうということが第一であります。ただ、ソバの一定の交付金の対象になる条件に該当するような形でないところには交付できないということがありますので、そこについては今、さっき議員がおっしゃったように、もらえないかもしれないという、補助金が払われないかもしれないという危険性はあります。

質問があつてから、私も回ってみました。回ってみましたら、非常にうまく花が咲い

ている地区と、場所と、それから花がまばら、あるいはほとんど花が咲いていない場所と、たくさんございます。それがなぜかというのは、今言われたように、播種の時期、それからその時期の天候の問題ということが言われていますけれども、もう一つは、排水対策の問題ももちろんついて回る。それから、土壌条件の問題もある。じゃあちゃんと育ったところの花が咲いているところは、2回目なのか、3回目なのか。となればこれもまた判断はつかない。250町歩近くの水田にソバをつけているわけでございますので、それぞれについても、私としては、これは聞いてみないとわからないというのが、実際の形です。聞いてみるということは、それぞれのソバ農家に調査をするということが必要なというふうに、現地を見てそう思いました。種子代ぐらいは補助してもいいんじゃないかと言いますけれども、やはりその公平性、皆さん、1回でばっと出てる人もいるでしょうし、2回、3回で出てる人もあるでしょうし、そういったことをきちんと調査した上で、それを、いわゆる補助をするかどうか考えなきゃいけないというふうに見てきましたので、ここでは補助するというふうには私は答えられません。やはり調査した上で、アンケート調査をした上で、それを結論づけたい、このように考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） ここで即答は無理だということですが、ぜひ調査をして、どのくらいの被害を受けているのか調べて、また来年もソバ作付ができるように、精神面でも援助できるような形で、種子の単独助成をお願いして、この質問は終わります。

次に、3番目の村長の政治姿勢についてお伺いします。

これはちょっと長い文章なので、ご清聴をお願いしたいわけですが、結論は、この安倍政権について、久慈村長はどのように考えているのか、答弁を求めるものであります。

安倍政権がますます独裁的になってきています。森友学園、加計学園での公文書偽造など、やりたい放題であります。公文書を偽造するということは、私たちが免許証の偽造や戸籍の偽造をしたらどうなるのでしょうか。立派な犯罪で、絶対に許されないことであります。それを安倍総理を擁護する役人が一生懸命行っていたわけです。自殺者まで出していました。本当に悔しかったと思います。安倍総理の国会答弁につじつまを合わせるためでありました。このようなことは絶対に許せないものであります。安倍内閣のうそをつくことが常態化しています。加計学園の件でも、総理がうそを言っていたのは、愛媛県知事の証言で明らかになっています。

総理のうそのきわめつきは、2012年の総選挙で、TPPをあれほどやらないと公約まで掲げていたのに、言ったことはないと平気で言っていることであります。チラシも映像もあるのにです。国民の多くがその記憶を忘れていません。時がたてば忘れるとでも思っているのでしょうか。TPPをやらないと選挙公約で言ったことがないというのであれば、よほどの痴呆症であります。

そして、憲法違反の法律を次から次へと数の力で成立を図っています。戦争法や、最近では残業代をゼロにする働き方改革もごり押しをしています。中国地方で豪雨災害の最中にも、被害復旧が最も求められているのに、カジノ法案というばくちの改憲を狙った法律成立を最優先させて、国民のひんしゆくまで買っているありさまです。昔からばくちは打つたと親から言われているのではないのでしょうか。

最近では、オリンピックの暑さ対策としてサマータイムまで法律で成立を狙っています。大企業のもうけのためと、アメリカへの忠誠を第一として、国民の生活と命を軽視した政治手法にはもう我慢ができません。

安倍政権を批判するメディアは徹底して攻撃をします。政府批判はジャーナリストの使命ですが、これを一切認めない政権を独裁と呼びます。国が電波停止まですると圧力をかけています。公共放送のNHKにも、安倍総理を擁護する舛井氏を以前に会長に送り込んだり、同じ自民党内でも逆らうものを許さない強権を敷いています。自民党と与党が国会議員の3分の2を確保していますが、小選挙区制のもとで実際は3割台しか得票がありません。国の借金も1,000兆円を超え、あとは野となれ山となれ式の無責任な政治で国民には大きな犠牲が押しつけられています。

アベノミクスは大企業には利益をもたらしていますが、労働者には犠牲を強いるものでしかありません。大企業の内部留保も446兆円にも膨れ上がり、賃金には全く利益分を回そうとしていません。安倍総理の政治手法は大企業とアメリカの利益が第一で、国民の生活などどうでもよいわけです。私が一般質問でこの問題を取り上げるのは、この安倍暴走内閣を食い止めなければ、村民の生活もますます苦しくなるからであります。

農業分野でも企業第一の利益を図る民間議員が農政を牛耳っています。種子法を廃止したり、農地法を改悪して農業を企業に明け渡す手法です。このままでは日本の農業は先進国では最悪の食料自給率をさらに悪くするだけです。今では38%にまで落ち込んでいる始末です。日本の農業は家族経営を主体に国の助成をもとにしないと、国民の食料を確保することができなくなります。野菜などの食料の値上がりは、不作だけではなく、

つくる農民が高齢化とともに減ってきているからです。後継者が残れる農政が求められているわけです。

安倍農政は、企業が経営できる条件のよいところだけを耕作するというものです。それでは、この急傾斜の多い日本の農地を耕すことはできません。だからこそ国の政策で耕作ができる補助金が必要なわけです。農家への補助金をばらまきと攻撃するのは間違いであります。アメリカでも、ヨーロッパでも、どこの国でも自給率を保っている国は、補助金で農業を保護しているのです。

T P Pに関しても、これを強引に批准することは、農家にも、国民にも、ためになることは一切ありません。もうかるのはほんの一部の多国籍企業だけです。農業分野だけでなく、国民皆保険制度も形骸化されてしまいます。国の主権よりも企業の主権が勝るなど、あり得ないものをごり押ししようとするのがT P Pです。こんな制度は絶対に認めることはできません。自民党のほとんどの国会議員は、T P Pに反対を公約していたことをいつ忘れたのでしょうか。

また、安倍総理が狙っている憲法改悪は、日本がさきの戦争で310万人、アジアの人々2,000万人も犠牲になったことを反省してつくられたものです。自民党は、これはアメリカからの押しつけ憲法だとなじっていますが、それならば、安保条約はアメリカの押しつけではないでしょうか。戦後日本に軍事基地を置き、それを維持するために安保条約を日本にごり押ししてきたのです。これほど独立を阻害されている国はありません。アメリカの言いなり、何でもアメリカのやることに賛成する国があるでしょうか。恥ずかしさを忘れ、ひたすら従属する国であっていいのか。どこの国とも対等に堂々と渡り合うのが、真の独立国であります。憲法96条で国会だけが憲法改正を発議できるのに、憲法99条でこれを擁護する義務がある総理大臣が、憲法改悪の言動を繰り返しています。

このような安倍政権について、久慈村長の見解を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） まず、初めに私もいろんなことを考えましたけれども、坂本議員にお願いを先に申し上げます。私たちは蓬田村議会という立場で議論をしております。私の言葉で言わせれば、街頭演説で例えば政党の宣伝をするようなことで私に質問されても、私は答えをすることはできません。できればもっと具体的に、そして質問の趣旨、あるいは目的についてきちんとした見解でご質問いただきたい、このように思います。

さて、質問、書いたものだけで大体11項目、今農政等を入れますと、それから5項目以上のことが述べられました。それらについて私が一々答弁することはとてもできるものではありません。私としては、安倍政権が行った各種国政、安倍政権ということは、与党、自由民主党並びにそれに賛成した政党ということでございますけれども、私はその国政についてのその一々、一つ一つについて賛否を、先ほど言いましたように、言うことは不可能でございます、ある意味、坂本議員が求めているのは、それらから受ける観念的な評価というのですか、それを求めているのだらうと、このように自分では解釈いたします。

いろんな問題を並べてみて、その中身については、やはり政治に関するもの、あるいは行政組織に関するもの、それらにわたって、多岐にわたっているわけですので、私自身は常に、例えば文書の改ざんでありますとか、そういったものについては是々非々、いいものはいい、悪いものは悪いというふうな評価をしています。

したがって、私としては村の行政、政治、あるいは議会、そういったものに対して、それらの現在の政治がどのように影響を与えるかということを常々念頭に置いて行政執行をしているように私は思っています。安倍政権について、これは全体的に悪い、いいとか悪いとかという評価は、私はしておりません。

日本の政治は民主主義、あるいは法治国家でありますので、政党政治が基本であります。したがって、その政党政治の中で行われていることに、私がここで村長の立場として賛成、反対、あるいはこの人は悪い、よい、この評価は私はいたしません。ご理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） こういう質問は、私もめったにしません。もちろんここは国会の場でもありませんし、国政の問題をとやかく言って村長に答弁を求めるということも無理なことでありますが、これだけ安倍政権が国民から批判をされている、悪いことをしている、この問題について、村長自身が安倍総理に対してどのように考えているのか、そこだけを聞いたかったわけですね。TPPの問題も、これは直接ここで安倍政権の政治姿勢ですので、直接聞くということはないので、私は一般質問なので、村政だけに限ったことを質問するというふうに、限られたことではなくて、国政、県政の問題についても、村民にかかわる問題であれば、全て質問するというのが制限がないというのが一般質問でありますので、取り上げたわけです。そのことは村長にもぜひ理解していただき

たいと思います。

村長の立場で安倍内閣総理大臣を批判するというのは、恐らくできないでしょう。立場としては。交付金を減らされると思っているのでしょうか。そういうことは一切ありませんので、ただ、悪いもの悪い、いいものはいい。沖縄知事においても、国を批判しています。ですから、ぜひ私が残念に思うのは、これほど非合法のことをやってきて、文書改ざんなどをやってきているのに、なぜ悪いと言えないのか、それが1つ残念なわけであります。

ただ、村長が答弁したように、これ以上幾ら質問してもらちが明きませんので、私はこれでこの問題については、村長の答弁で結論が出ましたので、質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（藤田修一君） 以上で、5番坂本 豊君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時42分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員